

# 第1期 平成 26 年度 事業報告書

(平成 26 年 9 月 26 日～平成 27 年 8 月 31 日)

公益財団法人シマノ財団

今年度は、当財団の設立事業年度になります。奨学金事業については、平成 27 年 4 月から、国立大学等の理工系の学生に対し、給付を開始することを念頭に、また、顕彰事業については、平成 27 年 8 月から募集を開始することを念頭に、事業計画を策定致しました。

## 公益目的事業1・・・奨学金事業

### (1) 平成 27 年度の奨学生の募集

平成 26 年の年末から平成 27 年 3 月にかけて、当財団から各校へ、平成 27 年度(給付期間:平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)の奨学生の募集要項を送付し、募集活動を行います。

平成 27 年の5月中旬を期限として、学校推薦を締め切り、各校経由で、学生の推薦書や成績証明書を、当財団宛に送付していただきます。

各校からの推薦書が揃った後、当財団にて選考委員会を行い、最終決定致します。

実績:5月13日に募集を締め切り、5月25日に選考委員会を開き、33名の奨学生を決定しました。

### (2) 奨学金給付事業

当財団指定の各校からの学生 32 名程(付表 1 ご参照)に対し、1 名あたり月額 2.5 万円とした上で、1 年間給付致します。奨学金給付の予算としては、当財団が 8 月決算であるため、今年度は、400 万円を計上致しました。

#### <奨学金給付予算>

32 名×25,000 円×5 か月※=4,000,000 円

※ 平成 27 年度奨学生(平成 27 年 4 月～平成 27 年 8 月)・・・5 か月

実績:6月30日に4～6月分を33名に対し、1名あたり月額2.5万円を給付しました  
33 名×25,000 円×5 か月※=4,125,000 円の事業費を計上しました。

※ 平成 27 年度奨学生(平成 27 年 4 月～平成 27 年 8 月)・・・5 か月

<奨学金の応募資格>

- ① 学業・人物共に優秀で経済的理由により修学が困難とみられる学生
- ② 年一回の奨学生交流会等、当財団の行事に出席できる者
- ③ 他奨学金との併給は差しつかえない。ただし、合計額は一般の常識を超えない範囲内とする。

## 公益目的事業2・・・顕彰事業

### (1) 顕彰事業の募集

ものづくり技術において優れた成果を上げた中小企業者に対して顕彰金を交付することを予定しておりますが、今年度においては、募集活動を行う予定です。

- ① 対象者：堺市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者で、製造業を営む会社又は個人
- ② 対象者数：2社
- ③ 顕彰金額：1社 50万円～100万円
- ④ 募集期間：平成27年8月1日～8月31日

実績:8月1日から募集を開始しました。8月31日現在で5社の応募がありました。

## 行事予定

- (1) 平成26年9月26日 一般財団法人シマノ財団設立
- (2) 平成26年10月20日 決算承認の理事会・評議員会開催
- (3) 平成26年11月 大阪府へ公益認定申請(予定)、奨学生募集要項の送付開始
- (4) 平成27年4月1日 公益財団法人へ移行(予定)
- (5) 平成27年5月中旬 奨学生推薦書等の送付期限
- (6) 平成27年5月下旬 奨学生選考委員会開催
- (7) 平成27年6月末 奨学金給付開始
- (8) 平成27年8月 顕彰事業募集開始

## 行事实績:

- (1) 平成26年9月26日 一般財団法人シマノ財団設立
- (2) 平成26年10月20日 決算承認の理事会・評議員会開催
- (3) 平成26年12月18日 内閣府へ公益認定申請、
- (4) 平成27年2月18日 奨学生募集要項の送付開始
- (5) 平成27年4月1日 公益財団法人へ移行
- (6) 平成27年5月13日 奨学生推薦書等の送付期限

(7) 平成 27 年 5 月 25 日 奨学生選考委員会開催

(8) 平成 27 年 6 月 30 日 奨学金給付開始

(9) 平成 27 年 8 月 1 日 顕彰事業募集開始